

東 税 板 支 発 第 7 2 号
令 和 7 年 1 0 月 2 7 日

各 位

東 京 税 理 士 会 板 橋 支 部
支 部 長 坂 田 覚
総 務 部
(F A X 公 文)

税理士認証カードについて

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、日税連が発行している第五世代税理士用電子証明書（以下、第五世代 IC カード）が令和 8 年 3 月 31 日で利用期限を迎えることを受け、日税連電子認証局では、「税理士認証カード」の交付及び第六世代税理士用電子証明書（以下、第六世代電子証明書）の発行申込が開始されております。本年 7 月以降の新規登録者を除く会員には、11 月 4 日（火）以降、「税理士認証カード」の各手続きの案内が一般書留郵便によって送付されます。

また、「税理士認証カード」の受取だけではすぐに電子署名はできず、日税連ホームページから「第六世代税理士用電子証明書 管理ツール」をインストールし、第五世代 IC カードやマイナンバーカード（署名用電子証明書が格納されており有効期限内のもの）でのオンライン申請、または利用申込書等及び公的書類の郵送により、第六世代電子証明書取得の手続きが別途必要となります。

つきましては、添付資料をご活用の上手続きを進めていただきますようお願い申し上げます。

(全会員対象)「税理士認証カード」について

電子申告をしない会員も含め全会員

本年11月4日から順次お手元に届く「税理士認証カード」(赤色)は、電子証明書の切替に伴い、全会員へ一般書留で配布されるものです。従来の第五世代(紫色)の電子証明書は希望者のみに本人限定受取郵便で送付されていましたが、今回は全会員が対象です。



このカードは電子署名専用ではなく、**税理士の「本人認証カード」としても約10年間利用します。**税理士検索サイトの任意公開情報の更新(署名用電子証明書の取得は不要)や、今後の会務での活用も見込まれます。

1. カードおよび台紙の保管について(必須)

カードと台紙は処分せず保管してください。特に台紙には、暗証番号(PIN)やブロック解除コードなど重要情報が記載されています。暗証番号を15回誤入力するとカードがブロックされるため、解除に必要な情報として厳重に管理してください。

2. 動作確認について(推奨)

PCとカードリーダーをお持ちの方は、**マニュアル「手続1」**に沿って「動作確認期限」(封筒窓の宛先下に記載)内に確認を実施することをお勧めします。初期不良があった場合、期限内であれば無償交換されます。期限を過ぎると再発行扱いとなり、費用(5,000円)が発生する可能性があります。なお、期限を超えてもカード自体の利用は可能です(不良がなければそのまま使用可)。

電子申告をする会員

**第五世代(紫色)の有効期限は来年(2026年)3月31日です。
速やかに第六世代への登録・更新をしてください。**

3. 審査申込と審査後のリモート署名登録(税理士署名には必須)

「税理士認証カード」(赤色)は、従来のようにカードに署名用電子証明書が格納されていません。電子申告で署名を行うには、**マニュアル「手続2(第五世代カードあり)」**(又は「マイナンバーカード利用」)に従い、「電子証明書オンライン申込(審査申込)」が必要です。申込後、認証局の審査を経て、その後に

裏面もご確認ください。

証明書の作成・リモート署名登録(マニュアル「**手続3**」=**手続2**の裏面にあります)へ進めます。

審査には日数を要しますので、申込と同日に「**手続3**」には進めません。日税連における審査は早ければ2～3日で完了しますが、申込状況にもよるため、「通常1～2週間、混雑時には2～3週間」と案内されています。また進捗はメール通知されません。日々ご自身で管理ツールにアクセスし、「進捗確認」機能を用いて審査が完了されているかを確認する必要があります。審査完了後 60 日以内に「**手続3**」を行わなかった場合、発行中止となり再申込が必要です。

4. マイナンバーカードの紐づけ(推奨)

「税理士認証カード」(赤色)は本人認証カードとしても用いるため、従来カードのような予備カードの発行はありません。マイナンバーカードを利用登録すると、いずれのカードからでも税理士の電子署名が可能になります。日税連では、「税理士認証カード」の予備として、マイナンバーカードの利用登録も推奨しています。(マニュアル「**手続4**」参照)。

*「手続き2」(マイナンバーカード利用)にて申込した方は、マイナンバーカードは自動で紐づきますので、この手続きは不要です。

《注意》マイナンバーカード利用には「JPKI 利用者クライアントソフト」のインストールが必要です：

▶ <https://www.jpki.go.jp/download/win.html>

《注意》氏名に特殊文字(外字等)を含む場合、マイナンバーカードとの文字不一致によりエラーになることがあります。この場合、日税連への対応依頼が必要です：

▶ <https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/auth/psa6thfaq/#q6-7>

JPKI 利用者
クライアントソフト

外字エラー
Q&A(Q7)



5. e-Tax・eLTAX の電子証明書切替作業 (忘れがち！)

多くの場合、e-Tax・eLTAX には第五世代証明書が登録されており、新証明書に切替える作業が必要です。操作方法は、日税連「よくある質問と回答(第六世代電子証明書)」の「【Q9】第六世代税理士用電子証明書の発行後、e-Tax や eLTAX でそのまま使用できますか？」を参照ください。

<https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/auth/psa6thfaq/#q11-9>

《注意》eLTAX の署名用プラグインを最新版に更新しないと
差替作業が行えません。：

▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/junbi/syomei/>

証明書切替
Q&A(Q9)

eLTAX 署名用
プラグイン



お問合せ窓口：

日本税理士会連合会 電子認証課

電話：03-5435-0940

電子メール：icc@nichizeiren.jp

時間：9:30～11:30 / 13:00～16:30

(土日祝祭日、年末年始を除く)

マニュアル「手続1」～「手続4」は「税理士認証カード」に同封されています。

なお、日税連 HP(下記 QR 又はリンク)よりも入手頂けます。

(会員共通のユーザー名 **taxnz**、パスワード **taxnz** の入力が必要です)

「**手続1**」

「**手続2**」(第五世代カード)

(「**手続2**」(マイナンバーカード))

「**手続4**」



* 本資料は会員限定です。税理士会員以外への配布・転送を禁止します。